

銀行會計原理

久野秀男著

銀行會計原理

法政大学出版局

著者略歴

昭和22年9月 東京商科大学卒業
昭和26年9月 西南学院大学政経学部専任講師
昭和30年10月 西南学院大学商学部助教授
昭和33年4月 国学院大学政経学部助教授
昭和37年4月 学習院大学政経学部教授
昭和39年4月 学習院大学経済学部教授

〔著書〕

「官庁簿記制度論」昭和33年6月（税務経理協会）

「会計学」（共著）昭和34年4月（協同出版）

「株式会社財務諸表論」昭和40年1月（同文館）

「近代会計学大系」第4巻資産会計論・共著 昭和43年1月
（中央経済社）その他

現住所 埼玉県川越市市場2134-9

銀行会計原理

定価 750 円

1968年7月31日 初版第1刷発行

著者 ひさのひでお
久野秀男

発行者 相島敏夫

印刷所 三和印刷KK

発行所

法政大学出版局

東京都千代田区富士見2-15-3

振替・東京 95814番

乱丁・落丁の場合はお取替え致します

市川製本

序 文

本書は、銀行専門誌「バンキング」（産業経済社）に十五回にわたって連載した拙講「銀行会計講座」並びに同誌及び僚誌「新銀行実務」・日本会計学会編集「会計」・一橋大学産業経営研究所機関誌「ビジネス・レビュー」・諸大学論集等に発表した銀行会計関係諸論文をオリジナル・テキストとして、これらを集成して体系だて、大幅な補筆・修正を加えて銀行財務会計の諸理論並びに基礎的な諸手続を原理的に解明しようとするところみたまものである。

筆者がこの分野の調査・研究に手を染めるようになったのは、昭和二十九年の晩秋の頃であったと思う。当時、筆者は恩師一橋大学名誉教授片野一郎博士の御推輓を得て西南学院大学商学部に赴任し、専任講師として学園生活の三年目をむかえていた。博多湾をのぞむ白砂青松のこの学園には、新進気鋭の諸先輩達が蛸集して熱心な研究活動を行っており、毎月学内の研究集会を開いて談論風発あたかも学生生活の延長のごとき観があった。往時を回顧し、まことに恵まれた学問的環境にあったと思っている。この頃、片野一郎先生は、銀行簿記制度に関する御研究の成果をまとめる企画をたてられ、不肖の弟子たる筆者も驥尾に付して先生の御指導のもとに調査・研究の御手伝いをする機会を得た。なにぶんにも実務の経験とてなく、この分野の専門的知識にも乏しい筆者としては、先生の御指示を唯一の手掛りとして闇雲にぶつかっていく以外に方法はなかった。筆者が提出した諸資料・調査レポート

ト等は、先生の朱筆で真ッ赤に染まっておかえてくるのが常であった。三年に及んだこの経験は、銀行会計に関する専門的知識のみならず、銀行会計乃至会計学をこえて、学問そのものに対する基本的姿勢(fundamental attitude)につき身をもって御教導を得る絶好の機会となった。先生の御研究の成果は、昭和三十一年十一月『日本・銀行簿記精説』(中央経済社)として公刊された。同書は、七百六十四頁に及ぶ大著で、明治・大正・昭和の三代に亘る制度発展の分析を経とし、現状分析を緯として、直面する中核的な課題を指摘され、その解決策を提示された名著であり、この分野においては、まさに「空前」の研究業績である。同書をして「絶後」たらしめないことが、筆者自身をもふくめ後進諸学者の一大目標となろう。先生が同書序文の末尾に、筆者のささやかな御手伝いに対して過分の御言葉を賜わったことは、まことに身に余る光栄であった。

爾後の筆者の調査・研究は、先生が指示された方向を目指して、牛歩の嘆きをかこちながら進む以外になかった。本書の公刊に際し、ひたすらに自己の不敏を懼れるのみである。

銀行統一会計制度は、百年に近い永い歴史を有し、官庁統一会計制度(明治初年から明治二十二年度に至る間、官省・道府県の金銭会計の領域で複式簿記法が採用されたことは、会計制度史上注目すべき事歴である。詳細は拙著『官庁簿記制度論』第一編を参照されたい)とともに、日本における複式簿記法を基調とする会計制度近代化のかがやかしい旗手であり担い手であった。また、大正末年より昭和初頭にかけて、実務の面では主として伝票会計の急速な発展がみられ、また、学界においては、下野直太郎博士をはじめとし、吉田良三、太田哲三、木村和三郎、長谷川安兵衛等諸博士の優れた研究業績が著書・論文として発表され、第二期の黄金時代を現出した。しかし、この時期を境として、率直にいわせていただければ、銀行会計は、理論の面でも実務の面でも、永い沈滞の時代に入ったように思われる。伝統と旧慣に埋没し、日々のルーティン・ワークに馴れて無反省に流れている現状はこれを否定すべくもな

い。今日なににもまして必要なことは、簿記・会計の枝葉末節にわたる手続の改善にあるのではなく、むしろ、制度自体に対するラディカルな省察にあると思う。ここで「ラディカル」というのは、「急進的」とか「過激な」という意味ではない。「ラディカル」という語の本来的な意味である「根源的」・「基幹的」乃至「原理的」という意味である。銀行会計のあまりにも永い沈滞の時代を打破するために、是非とも必要なことは、実務家たると研究者たるとを問わず、初心にたちかえってラディカルな研究の姿勢をたてなおすことであると信ずる。

末尾ながら、銀行簿記史をふくめひろく日本の会計史に関する精緻な実証的御研究により、筆者を御教導下さった会計史家日本大学商学部教授西川孝治郎先生の御学恩に対し、深謝申し上げたい。先生の長年月に亘る優れた実証的研究業績は、内外の学界においてすでに定評のあるところであり、多くの優れた論文を発表しておられる。この機会に、あらためて先生の御研究の発展と今後の御教示とを祈願申し上げる次第である。

本書の出版に際し、格別の御高配をいただいた法政大学経営学部角瀬保雄助教授・法政大学出版局及び同局の稲義人氏並びに産業経済社前社主故所栄治郎氏及び所浩二氏に心から感謝申し上げます。

昭和四十三年五月

学習院大学経済学部研究室にて

著 者 識

目次

第一章	銀行制度及び銀行統一会計制度の沿革	一
第二章	銀行統一会計制度の影響	八
第一節	現金式仕訳帳制 (cash journal system)	九
第二節	分割仕訳帳制 (日記帳・増補日記帳・日縮帳)	一一
第三節	伝票制度 (slip system)	一三
第四節	残高式総勘定元帳制	一四
第五節	簿記・会計の慣用語語	一六
第三章	銀行財務会計の特色	二五
第一節	銀行財務変動の内容	二五
第二節	会計構造上の特色	二八
第四章	銀行仕訳帳制	二九
第一節	銀行日記帳の由来	二九
第二節	銀行仕訳帳の原始体系	三三

目次

第三節	日記帳・増補日記帳・日締帳の変遷……………	三八
第四節	現金式総合仕訳帳制の確立……………	四一
第五節	現金式仕訳法の基礎構造……………	四四
第六節	銀行簿記と収支簿記の比較……………	五〇
第七節	現金式仕訳法の記帳事例……………	五三
第八節	変型日記帳の実例……………	五六
第九節	現金式仕訳法の存続問題……………	六一
第十節	日記帳廃止論とその批判……………	六三
第五章	伝票制度……………	六五
第一節	伝票の意義……………	六五
第二節	銀行会計伝票の種類と起票法……………	六六
第三節	銀行伝票制度の沿革……………	六九
第四節	伝票と日記帳との連繫……………	七五
第五節	代用伝票……………	七七
第六章	帳簿組織論……………	七九
第一節	複式簿記の記録領域……………	七九
第二節	主要帳簿と補助帳簿の体系……………	八〇
第三節	収納（入金）取引の記帳手続……………	八二

第四節	支払（出金）取引の記帳手続	八三
第五節	振替取引の記帳手続	八四
第六節	分課制度と帳簿組織との連繫	八五
第七章	勘定組織論	八七
第一節	勘定科目の基本的分類	八七
第二節	銀行法施行細則・貸借対照表法定勘定科目	八八
第三節	銀行法施行細則・損益計算書法定勘定科目	一〇三
第八章	特殊問題	一六
第一節	調整勘定の顛末	一六
第二節	内国為替決済制度の沿革・現状及び問題点	一一九
第三節	当方口（仕向口）と先方口（被仕向口）の意義	一二六
第四節	下野学説と収支簿記	一二七
第九章	銀行の決算会計	一三一
第一節	決算会計の意義	一三一
第二節	銀行決算会計の特色	一三三
第三節	銀行保守主義会計の課題	一三四
(1)	保守主義会計の是非及び問題の所在	一三五
	——「未収収益不計上の原則」の制度的沿革・現状及び問題点——	

(2)	銀行保守主義会計の制度的沿革	一三七
(3)	銀行保守主義会計の現状	一四一
(4)	銀行保守主義会計の課題	一四三
	第四節 内部決算と全体決算	一四六
	第五節 帳簿決算 (book-closing) の手続	一四七
(1)	記録の検証	一四七
(2)	記録の補正 (決算整理)	一四八
(3)	総勘定元帳の締切と繰越	一五五
(4)	「繰越日記」の存在意義	一六〇
(5)	補助帳簿の締切と繰越	一六〇
	第六節 本支店決算の併合	一六一
	第七節 決算報告書の体系	一六四
(1)	商法の体系	一六四
(2)	銀行法・同施行細則の体系	一六五
	第八節 利益処分の手続	一八〇
	第十章 銀行会計特殊研究	一八二
(1)	銀行財産目録制度の沿革とその問題点	一八二
(2)	銀行仕訳法 (現金式仕訳法) の是非	一九四
(3)	銀行法定損益計算書の源流・生成及びその問題点	二〇三

第一章 銀行制度及び銀行統一會計制度の沿革

わが国における「銀行」(注)(Bank)は、明治初年における為替会社等の金融事業を先驅として、明治五年十一月に公布された「国立銀行条例」に準拠して翌明治六年六月に創業の第一国立銀行をもって嚆矢とする。爾来、キビス踵を接して全国的規模で開設された各地の国立銀行は、株式資本、取締役会及び株主総会等の諸制度を具備した近代の株式会社としての仕組をととのえたものであった。

(注) 当時は英語のバンクをそのまま用いた会社もみられた(例えば「三井組バンク」の如し)。国立銀行制度の創設者であつた渋沢栄一(青淵)は、最初これを「金行」とする腹案ももっていたようであるが、後にこれを改め「銀行」という統一的訳語を創案したと伝えられている。金行か銀行かで、両者の語感の問題もあるが、より根本的には、旧幕時代から経済的比重の大きかつた銀本位制に影響をうけた点が最も顯著であつたのではなからうか。なお国立銀行は、後述するように米国の National Bank System を模して制定された国立銀行条例によって設立を認可された銀行をいい、私立・私營の銀行である。国立大学という場合の国立とは全く意味が異なるから注意を要する。

明治新政府は、維新創業の第一着手として、いわゆる殖産興業の名のもとに、迅速かつ強力に近代的諸産業の育成を図ることになったのであるが、当時焦眉の急務と考えられたものは、諸産業近代化の基礎をなす近代的金融機関の創設であり、また、新創の「銀行」による当時の混乱したわが国幣制の刷新であつた。このため新政府は、明

治三年十月に近代的金融機関の調査を目的として伊藤博文を渡米せしめ、南北戦争後の不換紙幣 (Greenback, 緑背紙幣) の整理に成功した National Bank System の制度を研究させた。伊藤の帰朝後、米国のこの制度の移植に對しては反對の聲もあったが、大蔵大輔井上馨の決断によつて、米国の制度に英國銀行制度における正貨兌換の方法を加味した銀行制度を採用することに決し、大蔵大丞渋沢栄一が中心となつて、銀行条例の編成が行なわれ、先掲の「国立銀行条例」(明治五年八月五日裁可、同年十一月十五日公布) となつて結実した。

當時、政府発行の紙幣は、明治元年五月より発行された太政官札(別名、金札ともいふ)、明治二年九月に當時払底していた小額紙幣(小札)を補う目的で発行された民部省札(別名、省札ともいふ)、明治五年一月に北海道開發資金調達の名目で為替座三井組の名義で発行された開拓使兌換証券及び明治四年十月に発行された為替座三井組名義の大蔵省兌換証券の四種であつた。この大蔵省兌換証券は、明治二年五月二十八日の布告により、官省札の發行限度を三千二百五十万兩とする旨を内外人に布達してゐたところから、廢藩置縣後の政府財政の窮乏に對処するため、官省札の増發にかえて發行されたものである。太政官札と民部省札は当初から不換紙幣であつたが、開拓使兌換証券と大蔵省兌換証券の二者も、結果的には一種の不換紙幣と化した。

そこで、政府は、国立銀行条例によつて認可・設立される銀行については、資本の六割相当額を不換紙幣たる官省札で政府に上納させ、これと引換に金札引換証券を交付し、さらにこの証券を政府に抵当として差入させた上で、同額の銀行券を発行せしめるとともに、資本の残余をもつて發行銀行券の正貨準備として兌換に充當させるという方法を取り、逐次、政府発行の不換紙幣を、国立銀行兌換紙幣と交替させる計画をたてた。しかし乍ら、明治八年頃になると積年の不換紙幣の弊害が著しくなつたばかりでなく、政府財政の逼迫は不換紙幣の増發を余儀なくし、かてて加えて輸入の増大による正貨の流出が増加したため、金紙の開きは増大する一方であつた。このため、

発行した国立銀行券は直ちに兌換請求をうけ、ために一枚の銀行券の発行すら行なえない国立銀行もでる始末で、正貨兌換の原則を維持することは、極めて困難となり、国立銀行券の流通は甚しく阻害され、開設された国立銀行の数も僅かに四行という有様であった。そこで政府は、ついに明治九年八月に国立銀行条例を改正し、紙幣発行の制限を緩和し、正貨兌換主義を放棄するという制度の抜本的な改変を断行せざるを得なくなった。このため、国立銀行券の増発がみられたことはもとより、同時に国立銀行設立の請願は、逐年急激な勢で増加した。政府は、かねて内定していた国立銀行資本総額が四千万円を超えたので、明治十二年十二月設立の京都の第百五十三国立銀行を最後として、爾後の設立を認可しなかった。

明治六年六月東京に設立された第一国立銀行以来各地に開設された国立銀行の实情は、右のようないきさつで、政府が当初めざした計画とはそぐわない結果となり、不換紙幣の消却という当初の計画は、全く途中で完全に挫折するに至ったのである。このため、明治十五年十月には、中央銀行制度を採用することとなり、日本銀行の設立を行なうとともに、国立銀行制度の廃止を決意するに至り、その営業満期を明治三十二年十一月とし国立銀行券の流通をこの期限かぎりとする措置をとったのである。

維新開国以来、わが国産業界の近代化の先駆をなした国立銀行が歩んできた道は、概略右の如くであったが、これをわが国銀行業の會計制度の側面からながめるとき、われわれが見落すことのできない重要な問題がある。それは、先掲の「国立銀行条例」及び同条例の細則たる「国立銀行成規」の制定によって、全国各地に開設された国立銀行の會計制度に関し、統一的にその礎石が確立されたことこれである。すなわち、国立銀行条例は、帳簿並びに定期報告書の作成を義務づけるとともに、銀行の定期（半季）決算と利益処分に関し株主総会と大蔵省へ報告すべきことを定めており、また、国立銀行成規は、「国立銀行報告ノ事」及び「銀行諸簿冊ノ事」という二項目を定め

懸案の普通銀行に関する法規は、明治二十三年四月商法制定の直後、五月に「銀行条例」として時の大蔵大臣松方正義により閣議に提出され、元老院の議を経て、八月法律第七十二号として公布され、明治二十六年一月から実施された。また、同年五月には「銀行条例施行細則」が公布された。逐年その数を増してきた普通銀行並びに国立銀行から移行した普通銀行は、すべてこの条例及び細則に従うことになった。銀行条例及び施行細則は、爾後、数次に亘る改正を経て昭和二年三月法律第二十一号・施行昭和三年一月一日の「銀行法」及び「銀行法施行細則」に引つがれており、同法は、昭和十四年法律第六十八号、昭和十八年法律第四十二号、昭和二十六年法律第二四〇号、昭和二十九年法律一九五号、昭和三十七年法律第八十二号による改正及び「同施行細則」最終改正昭和三十九年大蔵省令第一号を経て今日に及んでいる。

明治五年の「国立銀行条例」及び「国立銀行成規」以来、ひきつづき「銀行条例」及び「銀行条例施行細則」・「銀行法」及び「銀行法施行細則」では、銀行の財務会計（とくに財務諸表）に関して準拠すべき規定が開設されており、諸計表・諸報告書の雛形が揭示され、ともに、銀行財務会計制度の全国的画一化に決定的な影響を及ぼした。かくてわが国の銀行財務会計は、その出発点から「統一会計制度」(uniform accounting system)としてその諸帳簿並びに財務諸表（報告書）に、全国的に画一化の方向が明確に性格づけられたのである。事柄の是非に関する議論はしばらくおくとして、これは世界的にみても珍らしい事例であった。

わが国における銀行統一会計制度の支柱の一つは、右に概略した銀行関係法規であったが、銀行財務会計とくに計算記録の領域は、これまた全国的規模において画一化された特色ある仕組を具備している。とくに仕訳帳 (Journal) の構造に顕著な特色がみられる。後に人々はこれを名づけて「シャンド式簿記」と称した。銀行統一会計制度のもう一つの支柱は、このいわゆる「シャンド式簿記」の伝習及びその長い伝統であるとみてよい。今日まで、

銀行の財務会計は、シャンド式簿記にみられる「現金式仕訳帳制」(cash journal system)を簿記の基調として伝統的・統一的に採用してきたのである。銀行簿記の仕訳帳制にみられるこの特色ある仕組は、明治六年十二月に大蔵省より刊行されたわが国最初の複式簿記書である「銀行簿記精法」(全五冊)にはじまるものであり、さらにこの精法を敷衍した「銀行簿記例題」(明治十二年四月版權免許)・「同解式」(明治十四年八月版權免許)により一層よく徹底させられたものである。「シャンド式簿記」なる名称は、「精法」の完成にあずかって力のあったと伝えられている英人銀行家 Alexander Allan Shand の名に由来するものである。「シャンド・銀行簿記精法」の研究に関しては、片野一郎博士の前掲書第一編・第二章・第一節及び第二節に詳しい記述があるほか、会計史家西川孝治郎教授の精緻な分析研究がある。^(注)この両者では、「日締帳」の機能の理解並びに同帳と日記帳との関連につき若干意見の相違がみられる。詳細についての分析並びに私見は、第四章・第二節及び第三節においてのべる。

(注) 西川孝治郎教授稿「シャンド原著・銀行簿記精法」(日大「商学集志」昭和四十二年七月・十月刊)

「銀行簿記精法」は、当時新設の国立銀行の経営・簿記の指導書として刊行されたものであり、銀行財務会計制度を現金式仕訳帳制という極めて特徴的な基調のうえに統一的にうち立てた画期的な書物であった。この書物は、一般的にシャンドの講義をもとにして若干の日本人がこれを翻訳したものと伝えられているが、筆者のみるところでは、おそらくシャンドの口述をそのまま引きなおしたものではないと思われる。シャンドの口述を素材としたこととはたしかであろうが、訳者である海老原済、梅浦精一、小林雄七郎、宇佐川秀次郎、丹吉人これらの人々の工夫になるところも相当多かったとみるべきである。同書中の「香港上海銀行」の貸借対照表に相当する報告書「香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書」(本書の第十章の(3)を参照)が、いわゆる英国式ではなく大陸式(一般式)になっていることは、その一つの証左であると思う。「精法」は、これを簿記書の仕組としてみた場合、甚だ非体系的で

あり、従ってすくなくとも啓蒙書としてみた場合、必ずしも当時の人々の知識水準にてらして適当なものではなかったと考えられる。この点からみると、「銀行簿記例題」及び「同解式」の方が、はるかにわかり易くもあり実務的にみても適切であった。とくに、取引事例に即して帳簿記帳の全領域が雛形をもって具体的かつ詳細に記述されている点、決算及び財務諸表の作成手続が詳細に明記されている点が注目される。

現金式仕訳帳制及び銀行仕訳帳制にみられる特色（日記帳・増補日記帳・日締帳）については、章を改めて詳説する。ここでは、簡単に、シャンドの事歴をのべておくにとどめる。シャンドは、一八四四年二月英国に生まれ一九三〇年四月に逝去した英人銀行家である。一部の銀行簿記書にはアールン（Allen）・シャンドとあるが、アラン（Allan）・シャンドが正しい。彼は、明治五年十月に大蔵省紙幣寮の書記官として政府に招聘された。先掲の「精法」のほかに、明治十年五月に刊行された「銀行大意」は彼の口述になるものとされている。明治六年八月に一時帰国したが、明治七年十月再度来日し、銀行局に転じてわが国銀行業務の近代化に尽力し、明治十年三月退官し帰国した。英本国においては、パース銀行、ウェストミンスター銀行等に勤務したが、明治三十二年わが国が英貨公債の募集を行なった際には、当時パース銀行にあった彼の尽力を得たと伝えられている。この功績に対し、日本政府は、明治四十一年に勲二等瑞宝章を授与している。